

研究課題	安楽律院関係史料の調査研究
研究代表者	小 此 木 輝 之 (歴史文化学科 教授)

### I. 研究の目的

比叡山飯室谷にある安楽律院の史料は調査に入って既に20年が経過している。これらを調査し、翻刻の必要のあるものは順次翻刻し、これを刊行してきた(既刊3巻)。これらは、近世仏教史・律院研究はもとより広く近世日本文化史に有用な史料を提供しようとするものであり、その継続研究の意義は大きいものがあると確信している。

### II. 研究の経過

今次研究の対象は、安楽律院に關係する日光興雲院關係史料を確認調査し、関連する京都毘沙門堂門跡の形成と展開など近世天台宗律院との関わりを調査確認した。また、これら所蔵文書の中から、さらに公刊すべき史料を検討・確認し、上記研究協力者が翻刻作業を進めた。さらに、それら翻刻の成果を持ち寄り、研究合宿(足利市において2泊)を行って、確認作業とパソコンに入力の作業を実施した。

### III. 研究の成果

パソコンに入力した活字翻刻の点数は、3月末日時点で総計320点に及んだ。その内容は、安楽律院の草創期以来の清規、草創以来の歴代輪番(住職)の書状、その他寺領文書や輪王寺宮關係の文書(第2巻の補遺)などに及ぶ。

詳細な研究成果は今後の研究経過を待つことになるが、天台宗に限らず近世仏教教団の展開を研究する上で大いに利用価値の高いものを含んだ資料集になるものと思慮している。本研究は、いまだ史料翻刻と調査の過程にあり、公刊できる(第4巻)状況において正式成果も公表できるものと考えている。研究の性質および趣旨から勘案して、次項「研究の課題と発展」は既発表の内容の一部を提示するにとどめる。

### IV. 研究の課題と発展

翻刻した史料の中で特に興味もたれる文書群の一部を紹介し、今後の研究の方向性を示しておきたい。

言うまでもなく、安楽律院は比叡山横川の飯室谷に位置する天台寺院である。もとは安楽院と称し、平安時代後期の寛和元年、僧叡桓によって開かれた念仏道場が前身といわれる。横川飯室谷に位置する比叡山別所の一つで、元禄年間に天台宗内部で戒律復興(安楽律)運動が展開されたその拠点である。以後、天台宗の中で護律の立場を維持し続けた。それ故に、宗内のみならず幕府をも巻き込んだ革律の変(別名安楽騒動)では、論争の中心地となった。安楽律院は、昭和29年12月に不慮の火災にあって焼失してしまうが、近世史料や典籍類が上下2カ所の蔵に残されていた。およそ20年前から調査が実施され、毎年多くの学生の実地教育の場となり、かつ仏教史上重要な発見と報告がなされている。

ここに紹介する史料は、安楽律の中興三世と称される玄門智幽(1666～1752)の書状である。智幽は寛文6年伊勢国に生まれ、延宝6年同国松阪の神山一乗寺の順海阿闍梨の元に入り、翌年に尾張国観心院珍舜を師として得度した。貞享元年に妙立慈山の法要を聞いて八斎戒を受けたのが彼の大きな転機となった。翌年には菩薩戒を受けてその後慈山に随従したという。元禄元年に神山一乗寺に帰り、その住職となるが慈山を慕い出奔し、律僧として慈山に随侍したという。しかし同3年に慈山は亡くなり、第一弟子の靈空光謙に転師することとなった。元禄5年には安楽院が律院となり、天台宗の戒律復興運動が輪王寺宮の外護と光謙の強力な主導の元で本格化したが、智幽は光謙に随従して長きにわたりそれをサポートした。元禄14年には神山一乗寺を律院に改めて、各地で講説を開き戒律復興と教学振興に邁進した。亡くなるまで諸国を遍歴しているが、そのなかでも重要なのは享保元年に比叡山正覚院慧潤より灌頂を授かり、その法流をもって安楽律に密教を伝えたことである。特に元文元年には安楽律院において灌頂を執行して灌室を整備した。ここに安楽律院は顕密戒兼学の律院となったのである。これは密教を脇に置く光謙の黙認するところであって、智幽の学識と強い意志によって為し得たもの

である。また、江戸浄名院や日光興雲院が律院として設立すると、律院に最も重要である清規を制定するために赴いている。これは光謙の名代であるのみならず、智幽が安楽律の正統な三世であることを示している。十二年籠山の侍真から疑問が提示されたとき、智幽はその対応に追われているが、光謙が急速に進めた天台宗の律制を、制度上整備する役割を担ったといえるだろう。輪王寺宮公遵は光謙没後、智幽を光謙同様帰依するよう三山の大家に申し渡している。このように、近世天台史にとって非常に重要な人物であるにも関わらず、現存する史料は少なく宗内においても知られていないのが実情である。また慈山や光謙、その弟子の守篤などに比べると顕教の講説に独自性が少なく、後の学者の批判の対象ともなっている感があるが、これは智幽の指向性が慈山や光謙のサポートとその顕彰にあったためであり、それをもって人物評価の決め手とはならないであろう。

安楽律院には多くはないものの智幽の書状が一定数確認でき、しかも未公開である。慈山・光謙を含むこれらの史料を調査・翻刻、そして公開することが仏教史学に対する責務であると考え、ここでは未公開史料を紹介して報告する。

「僧坊ノ事江戸へ御返答ノ写

(印)

一、御一宗之内僧坊一箇所有之候様ニと思召故、安楽ニても其院ニても僧坊ニ相究候ハ、御悦可被遊之旨、委細内殿よりも申来其元よりも御申越承知仕、為法之思召不軽儀感心無限難有御事ニ奉存候、御不案内之御事ニ御座候得ともと被仰下候義、乍憚御尤ニ奉存候、此方中間之人さへとくと合点不仕候者ハ、僧坊願申事ニ御座候故御門主御願ニ思召候段、左様ニ可有御座候義と奉存候、先僧坊之義ハ只今難仕義ニ奉存候、是非と被思召候ハ、存様之可有之儀ニ御座候、安楽院ハいらさる義ニて浄名院可然候、只今迄も僧坊義先師も被願候得共、拙納不同心ニ御座候ハ存寄有之事ニ御座候、僧坊と申ハ比丘之住所過之望る義ハ無御座候、結構至極之事ニ候住所ハ結構御座候ニ能住之人ハ至極不結構ニ御座候故取合不申事ニ御座候、譬ハ金銀珠玉ヲ彫候蔵ニ大根牛房炭薪ヲ積置候ハ、至極不取合之義ニ御座候、御信心故拙納共ヲ仏弟子之一分と 思召候

ハ、御一分之御功德ニて御座候得候共、中々中り候儀ニてハ無御座候、大根牛房之願与思召候得ハ能御座候、只今之中間之僧ヲ見申シ候ニ五年ヤ十年之内結構成蔵へ入候様成比丘ハ出来兼可申と存候、其内二年寄ハ段々減可申候へハ、十年廿年之内ニ善比丘ハ出来兼可申と気毒ニ奉存候、

- 一、僧坊ニ御究候てハ、衆中不和合律儀不相統之基ニ成可申と奉存候、其所以ハ僧坊ニ而御座候得ハ、住持ヲ相究候事ハ難成一切衆評ニて御座候、且又自他宗入込相務候事ニ御座候へハ、不和合之義ニて可有之義ニて可有之候、学問も面々之宗旨之事ヲ相務候故ニ天台律院之様ニ純一二ハ無之筈ニ候、
- 一、只今天下ニ三僧坊御座候、一ハ山城槇尾、一ハ泉州大鳥、一ハ河州野中寺ニて御座候、泉州河州之僧坊ハとくとハ不承候、槇尾之義ハ年久敷及候十年計以来ハ相替儀も無之候、其已前ハ久々不和合ニて公事相続いたし、官僧もせぬ様成鹿キ比丘と有之候、世間之沙汰不宜御座候キ、僧坊ニ究り候ても能住之比丘ガ不相応ニて候へハ、無詮事ニ候、
- 一、僧坊ニ究り候てハ、衆法与申事御座候、夫ヲ執り行申事ニて無之候而ハ、有名無実之事ニ候衆法と申ハ四人僧五人僧十人僧二十人僧と申而、四人以上ニて行候法事廿人以上ニて執り行候法事御座候、いつれも沙弥ハ数ニ入不申候故、此衆法之執行ヒ只今三僧坊ニ行ハレ不申候故、僧坊と申名計ニて候、其内大鳥ハ衆法行ハレ候由ニ御座候得とも、半月半月之布薩計之由ニ候、槇尾ハ布薩之時大鐘ヲ擣候ハ、僧ヲ集ンカ為ニて御座候処、衆法難行候故、大鐘ヲ擣候へハ四人已上なれハ三人残シ余ハ出申候、ケ様之顛倒之事ニ候、野中寺義大形槇尾同前之由ニ候、右之通りニ而候へハ僧坊と申ハ外聞ハ能候へ共、実儀ハ無之候事ニ候、実無之名之能キヲ取候事ハ、真正之人之不好事ニ御座候、
- 一、天台律僧ハ律学計ニてハ、濟不申教観之学問無之候てハ、天台宗トハ不被申候、叡山之法儀近古大ニ衰候ハ、教観之学問無之故ニ候、先師被出候て台宗振起仕候ハ、三諦院ヲ始拙納など先師之戒徳ヲ飲候て之事ニてハ無之、先師禅教之同異明カニ教観之源旨精細成ルニ殊外我ヲ折候故、信服ニ而御座候當時、御門

主奉始何茂律儀信仰御座候ハ、先師之余流余風にて候以後、僧坊出来候而律学計ニ成候而、惣而台宗之信仰曾而有之間敷と歎敷存事ニ御座候、老僧も先師之在世之時より何とぞ教觀之源旨を明メ度願候故、律学之方ハ余リ精ヲ出シ不申候故、漸自分之執り行計之事ニ候、衆法ナト何タル法事も自由ニ執行ヒ可申と存候心ハ、曾而無御座候拙僧如此ニ候故、余之比丘中ハ尚以之事と存候、尤一分之身之護リ律書之文義ノサバキハ、他門之律徒ヨリ能キ事も可有之候へとも、律学之大綱能覚候儀ハ、他門知法之人ニハ難及事ニ御座候、右之訳故ニ僧坊相究り候ても、僧坊之執り行ヒ成兼可申と存事ニ候、

- 一、是非浄名院僧坊ニ被成度思召候ハ、他宗ヲ不交天台一宗ニ被成可然か、差例ニハ無御座候得とも、百録ノ中ニ張衡又宜テ勅ヲ云ク、師等既ニ是行道ノ衆勿レ容受スルコト北僧及外州ノ客僧乃至私度ノ出家ヲ冒シテ死相替り、頻リニ多キ仮偽並ニ不得容受スルコトヲ封封テ云ク、天台ノ一寺ハ既是天ノ之所覆寺ニ立、常規ヲ不敢テ容外邑客僧乃至私度以テ生ヲ代ルヲ死勅コト云ク好ント御座候例ニ候へハ、天台計之僧坊も苦間敷様、先師茂天台計之僧坊可然と申候事も御座候キ、然レ共天下三僧坊何レモ諸宗入込候故、天台計之僧坊と申事ハ、他宗知法之人謗リ可申と気毒ニ御座候、且又安楽院より之指図も受不申様之義も出来可申かと（奉存候抹消）被存、異派之基ニも成可申かとは亦気毒ニ存候、
- 一、僧坊ニハ安楽院より其院可然かと申候ハ、其院ハ 御膝下にて御座候故、外之障出来申間敷と被存候、不云偽ナル申分にて候得共、其院之義ハ僧坊つふれ候てもあまり見苦かる間敷候、安楽ハ只今律院之惣本寺ニ究り有之候故、被立候事破候てハ不宜被存候、
- 一、只今律院之住持ハ勿論、同住之比丘僧一分之身之慎ハ僧坊と相替事無御座候故、唯常住ヲ僧食ニ相究不申計ニ御座候、
- 一、僧坊之義ハ右之通ニ候故、難致義ニ奉存候、只今迄之律院が律儀相統之為ニハ可然と奉存候、浄名院も安楽院杯之通ニ撰僧大界ヲ結候様ニ被遊度思召候ハ、其儀ハ成程可然義ニ候、結界之法事ハ四人にて御座候間、此方より一兩人罷下候得ハ、相濟申事ニ御座候、

右之通拙納先存申候、されとも御了簡も可有御座候ハ、重而御申越被遊候様ニ御申上可被成候、  
右老和尚思召承り書記進候、以上、

玄門  
智幽

五月二日  
吉州様

これは智幽が安楽院の僧吉州に宛てた書状である。私信のため年未詳ながら、「老和尚思召」、つまり光謙の意向を承るとあるから光謙在世中の元文4年以前である。更に踏み込んで浄名院の僧坊問題に触れて日光興雲院に言及していないことから同院が取り立てられる以前、享保14年前と考えることができよう。内容は全て光謙の言説であり、この様な一つ書形式の垂誠は、ただの私信ではなく一派の方向性を示す重要な記録として後世まで珍重された。

次に内容に踏み込んでみたい。僧坊の事、江戸へ返答とあるのは、江戸上野の浄名院である。浄名院は本来東叡山寛永寺の一子院として寛文6年に創建されて浄円院と呼ばれていたが、享保8年に律院に取り立てられた。律院とは戒律を厳守する僧侶が生活・修行・学問をする寺院を指す。しかし、ここでは別に僧坊という語が重要なキーワードとして登場している。僧坊とは本来は大寺院において僧侶が生活する建造物を指す。古代寺院から七堂伽藍の一つに数えられて、寺院を構成する重要な建物であった。また戒律を専門とする寺院の呼称としても使われており、光謙の言にある通り、この頃は河内国野中寺・和泉国神鳳寺・山城国西明寺が三僧坊と呼ばれていた。ここでは安楽院や浄名院を僧坊にしたいとの意向があり、智幽を通じて光謙に伺いが立てられたことがわかる。これを希望したのは恐らく輪王寺宮であろう。浄名院取立の時期から推測するに公寛法親王ではなかろうか。この申し出に対して光謙は輪王寺宮の申し出に謝意を示しながらも、僧坊取立には反対する。まず、どうしても言うなら安楽院ではなく浄名院を僧坊にとの意向を示す。これは、僧坊取立に反対する光謙が安楽院を死守しようとしている顕れともとれる。まず、僧坊は比丘の住処としては過ぎるものであるという。さらに譬えを出しながら、僧坊に見合う人物がおらず、衆中が不和合となる原因であるという。僧坊は住持が輪番や定住ではなく衆中の評定によって選出される。その上宗派を問わないため、混乱は必至であるとして、あくまで天

台宗の律院として宗内の学問を専らにすべきであると述べる。ここで、近世の戒律復興運動で中心となった西明寺の状況が史料から明らかになる。光謙によれば、西明寺は数年来住持選出において訴訟が続いており、そのような混乱の中で官僧ですら見られないようなひどい比丘を輩出していると手厳しい。衆中規約である衆法も形式ばかりで実はなく、神鳳寺でも布薩のみが執行されていると具体的な状況を把握している。こうして、僧坊と言っても実義無く形式のみであると述べている。これはただ僧坊を非難するのではなく、諸宗兼学の僧坊を理想的に経営するのが如何に困難であるか示したものと見えよう。元々光謙の師である妙立慈山は、臨濟禪の僧侶であったが転じて天台宗の僧侶となっている。その際、泉涌寺の蔵経を閲覧して天台の教観を見だし、その後槇尾に赴いて受戒しようと考えたという。教理は天台を指向しながら受戒を天台寺院でおこなおうとしなかったことに、当時の実情を考えなければならぬ。これは天台に慈山の求める厳格な戒律を持てる師や寺院が存在しなかったこと、そして槇尾の西明寺が宗旨所属を問わずに受戒者を受け入れる僧坊であったことがわかる。慈山が教観と戒律を明確に分けて考えていた可能性もあり、当時の僧侶が求めるところに応じて各地を遊学していたことと、諸寺院に受け入れる素地があったことを伺わせる。しかし慈山は西明寺の智本律師に逢っていくつかの疑問を解決しようとしたものの果たせず、深く内省するところがあって比叡山麓坂本に帰って自誓受戒に踏み切ったのである。光謙は元來天台の僧であるが、師である慈山の経緯を知っていたことは明らかであり、僧坊に対して考えるところがあつたのは容易に想像できよう。加えて光謙は真言律の安養寺湛堂慧淑とも親交があり、安樂律院に布薩・受戒の証明師として請じている。このように慈山や光謙が天台のみでうち固めた戒律観ではないことは明らかである。僧坊に反対する理由は、あくまで形骸化して実を見失うことや、その過程で諸宗入り乱れて混乱することへの危惧である。

さらに天台宗は律学のみでなく教観を学ばねばならず、教観を学ばねば天台の僧侶ではないと自説を展開する。ここで、天台の教観は中古以来衰えたが慈山が出て大いに復興させた。しかし、光謙自身がその全てを会得した訳ではなく、僧坊に至る以前にやらねばならないことが大いにあつたと述べる。教観を最も重要視した光謙の面目躍如たる言であろう。その上で天台の教観と律学を共に専修することは、他宗の人間には不可能であるとして天台宗徒としての自負も覗かせる。

そして浄名院を僧坊とするならば天台宗のみの僧坊としてしかるべきであろうとのべるが、世間には一宗のみの僧坊などは存在しないので、他宗の謗りを受け、さらに安樂院の指図からも外れるので気の毒である。輪王寺宮の意向でどうしてもというのであれば、浄名院は東叡山の膝下であり、法儀を大きく外れることも無いであろうし、もし僧坊が潰れても見苦しくはなからうとかなり乱暴な物言いである。ここにも光謙が安樂院を僧坊とはせず天台律の本拠としての身分を守りたい意志が伝わってくる。光謙は、弘律と教観の振興に重点を置いており、そのためには形式的な僧坊ではなく、天台一宗としての律院を拠点とした活動を根幹に置いていたことがこの史料からはっきりとわかる。光謙は、教観と戒律を形骸化させずに充実させたかったのである。また、この内容を智幽が聞き写した上で伝達していることから、光謙の筆頭弟子で多くの弟子とのバイパス役も務めた智幽の方向性と立場が自ずから見えて来るであろう。

最後に、何故輪王寺宮が僧坊の取立に積極的であったか私見を述べたい。東叡山寛永寺は、百軒長屋と呼ばれる学寮をはじめ、宗派を限定しない学問の場を提供していた。更に人材も了翁をはじめ他宗の人材であっても重く登用していた。さらには弘文院（後の湯島聖堂）のように儒者の私学校も一時的にはあるが境内に収めており、宗教空間のみならず、一大学問センターを形成していた。この様な気風は、開山天海から受け継いだものと考えられるが、この法燈を嗣ぐ輪王寺宮が、帰依している光謙や智幽を立てて諸宗兼学の僧坊の創設を企図することは何ら不思議ではない。また、それを可能にするだけの立場と財力と影響力を、東叡山寛永寺と輪王寺宮は有していたのである。この史料からは、それぞれの立場の思惑が非常に読み取れ、さらには近世の戒律復興運動を具体的に示す好史料であるといえる。（史料紹介・中川 仁喜）

先にも記した通り、これら研究は『安樂律院資料集第』（四巻）としての刊行を期して、下読み整理ともいべき翻刻作業の段階にあり、上記の内容も、その一部を学術研究助成金報告書の段階としてまとめたものであることを認識願いたい。すなわち、内容（紹介文書の有無を含めて）にかかる公表は、いまだ準備段階にあることを充分に承知おき願いたい。